

広島県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十九号

### 広島県固定資産評価審議会条例等の一部を改正する条例

(広島県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第一条 広島県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。

第六条を第七条とし、第二条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

#### (組織)

第二条 審議会は、委員九人以内で組織する。

(広島県土地利用審査会条例の一部改正)

第二条 広島県土地利用審査会条例(昭和四十九年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「の任期」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

委員の定数は、五人とする。

第四条第二項中「三人以上」を「二人以上」に改める。

(広島県麻薬中毒審査会条例の一部改正)

第三条 広島県麻薬中毒審査会条例(昭和六十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

「ものとする」を「ものとし、委員五人で組織する」に改める。

(広島県社会福祉審議会条例の一部改正)

第四条 広島県社会福祉審議会条例(平成十二年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「審議会の」の下に「組織及び」を加える。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項及び第二項中「第二条」を「第三条」に改め、同条第四項中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第七条とする。

第五条第四項中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(組織)

第二条 審議会は、委員三十五人以内で組織する。

(広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例の一部改正)

第五条 広島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数を定める条例(平成十一年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

題名中「委員」の下に「及び合議体を構成する委員」を加える。

第一条中「平成九年法律第二百二十三号」の下に「。以下「法」という。」を、「第八十五条第一項第三号」の下に「及び第八十九条第三項」を、「いう。」の下に「及び法第八十九条第二項の合議体(以下「合議体」という。)を構成する委員」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

(合議体を構成する委員の定数)

第三条 合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

(広島県水防協議会条例の一部改正)

第六条 広島県水防協議会条例(昭和二十四年広島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第五項の規定による広島県水防協議会(以下「協議会」という。)」を「第八条第一項の規定に基づき広島県水防協議会(以下「協議会」という。)を置き、協議会」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

委員の定数は、十五人以内とする。

第三条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 水防法第八条第四項の規定により学識経験のある者のうちから委嘱された委員の任期は、二年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(広島県生涯学習審議会条例の一部改正)

第七条 広島県生涯学習審議会条例(平成十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の広島県社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者でなければならない。

(広島県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第八条 広島県留置施設視察委員会条例(平成十九年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に改める。

第二条第二項中「前項の」を「委員の任期は、一年とする。ただし、」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に広島県土地利用審査会(以下「審査会」という。)の委員である者の在任期間の末日までの間は、第二条の規定による改正後の広島県土地利用審査会条例の規定にかかわらず、審査会の委員の定数は七人とし、審査会の運営については、なお従前の例による。